

■11月の無料相談

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 11日(木)・25日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士)予約制
税務相談	17日(水)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士)予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	17日(水)	13:00~16:00 広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~16:30 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関する(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00 総合福祉会館(ウララ2階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員)電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関する(県委嘱相談員) (弁護士)予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	8日(月)	10:00~12:00 土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医)予約制
精神クリニック	12日(金)・19日(金)	14:00~16:00 土浦保健所(☎821-5516)	精神障害者の医療などに関する (精神科医師)予約制、1日2件まで
	29日(月)	10:00~12:00	

■女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 13日(木)	11:00~16:00 10:00~15:00	男女共同参画センター ☎827-1107 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブル など(専門カウンセラー)予約制
法律相談	25日(木)	13:30~15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士)予約制
法律関連一般相談	12日(金)・26日(金)	13:00~16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員)予約制
一般相談(外国人相談を含む)	12日(金)・26日(金)	13:00~16:00		仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員)予約制
D Vヘルpline(電話相談)	18日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力などの悩みに関する

悪質な訪問販売に注意～被害に遭わないために

消費生活センターから

☎823-3928

◆事例1 突然「床下換気扇の無料点検をします」と言って男が訪問して来た。床下換気扇の音が気になっていたので見てもらったところ、修理が必要だと再度床下に潜り15分程作業をした。修理代として5万円を請求され支払った。次の日も換気扇の音が気になるので、領収書に書かれた連絡先に電話をしたがつながらない。

◆事例2 「電話が通じないので調査に来た」と電話会社を名乗り男が訪問して来た。今まで通じていたのに不審に思ったが、試しに友人に電話をしてみたところ通じなかった。「電話機が故障しているので交換した方がよい」と言われ、その場で4万7000円支払い電話機を購入した。帰宅した息子に高額だと言われ電話会社に確認したところ、故障の実態はなく訪問もしていないことが判明した。領収書には

社名も連絡先も無く解約できない。

♣アドバイス 事例1の業者は架空の連絡先を記載した領収書を渡したと思われ、実際に修理が行われたのかどうか分かりません。事例2の業者は屋外設置器具を細工して通話不能状態にしたうえで訪問し、故障していると偽って電話機を購入させたものと思われます。2つの事例とも業者に連絡が取れないため、警察に届け出るように助言しました。

消費生活センターでは「悪質セールスお断りシールセット」を市民の皆さんに配布しますので、ご活用ください。なおシールは訪問販売自体を拒絶するものではありません。不必要的商品の勧誘ははっきり断りましょう。

困ったときは消費生活センターに相談しましょう。